

【電子申請】宅地建物取引業法 業務を行う場所の届出（50条2項） チェックリスト

※ 電子申請は国土交通省手続業務一貫処理システム（以下のページ）から行ってください。

<https://e.mlit.go.jp/>

電子申請には**GBズIDプライム**もしくは**GBズIDメンバー**のアカウントが必要になります

GBズIDについては以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

GBズIDに関するお問い合わせは「GBズIDヘルプデスク」にご連絡ください。詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

●提出方法

申請フォーム名	宅地建物取引業法 業務を行う場所の届出（50条2項）_知事宛【宅建】
届出先（都道府県）	和歌山県
届出先	和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課企画指導班

※和歌山県以外に提出が必要な場合がありますので、詳細は以下の表をご確認ください。

		業者の免許		
		和歌山県知事免許	県外知事免許	大臣免許
設置する場所	県内	和歌山県のみ届出	和歌山県のみ提出 （免許権者の都道府県には和歌山県を経由して届出）	和歌山県と地方整備局にそれぞれ届出
	県外	案内所の所在地を管轄する都道府県のみ届出 （和歌山県には免許権者の都道府県を経由して届出）	和歌山県には届出不要 （案内所の所在地を管轄する都道府県に届出）	和歌山県には届出不要 （地方整備局と案内所の所在地を管轄する都道府県に届出）

※和歌山県以外に提出する場合の提出方法等は所管行政庁にご確認ください。

●注意事項

・契約を締結する場合及び契約の申込みの受理を行う場合の案内所等（専任の宅地建物取引士をおく必要がある案内所等）を設置する場合届出が必要。ただし、一団（「10区画以上の一団の宅地又は10戸以上の一団の建物」の宅地又は建物の分譲をする場合の場所で単なる案内や広告宣伝のみを行う案内所等（専任の宅地建物取引士を置かない場所）については、届出は不要。

・案内所等で契約の申込み、契約行為の業務を行う場合は、専任の宅地建物取引士を1名の配置が必要。

・複数の業者が、同一物件について同一場所で共同して業務を行う場合は、いずれかの業者が1名を配置すれば要件を満たす。ただし、その場合でもそれぞれ届出が必要。

・当該案内所に設置する専任の取引士は、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を登録を受けた都道府県に提出し、登録上の勤務先を届出業者等と一致。

・当該案内所等で業務を開始する10日前までに届出が必要。

・業務の期間は最長1年間。1年を越えて業務を行う場合は、当初の期間満了日の10日前までに、再度届出が必要。

●チェックリスト

申請の詳細	提出	確認事項等
業務を行う期間	○	・申請日より10日以上前の日付を記載。期間は最長1年間。
専任の宅地建物取引士に関する事項	○	・当該案内所に設置する専任の取引士は、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」を登録を受けた都道府県に提出し、登録上の勤務先を届出業者等と一致。
案内図	○	・最寄り駅から案内所までの案内図（地図）を添付。
直近で提出済みの業務を行う場所の届出書	○	・今回の届出の対象となる案内所等について、過去に届出をしたことがある場合は、直近で提出済みの届出書の写しを添付。
委任状	○	・代理人による申請の場合に必要。任意様式
代理人の本人確認書類	○	・代理人の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（表面）、行政書士証等）を添付。
その他添付書類	—	・添付不要。